

監査報告

令和2事業年度

年金積立金管理運用独立行政法人

監査報告

2021年6月24日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 宮 園 雅 敬 殿

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員会

監査委員 堀 江 貞 之

監査委員 岩 村 修 二

監査委員 小 宮 山 榮

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び通則法第38条第2項並びに監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程第26条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分に関する書類（案）、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表）及び決算報告書について監査を実施したところ、その方法及び結果は下記のとおりです。

記

第1 監査の方法

監査委員会は、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程に基づき、経営委員会、理事長、理事、監査室、企画部その他職員（以下「役員等」という。）

と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、経営委員会に委員として出席すること、理事長以下の執行部門が主催する経営企画会議・投資委員会その他重要な会議及び委員会に陪席し必要に応じて質疑を行うこと等によって、役員等の職務の執行状況等を把握したほか、役員等から投資原則及び行動規範の遵守状況や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査しました。また、役員等の職務の執行が通則法、管理運用法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他管理運用法の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業報告書（会計に関する部分）を検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

第2 監査の結果

- 1 管理運用法の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標及び中期計画の達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。

なお、補足事項は次のとおりです。

三役が一体となった組織運営を行い、組織のミッションが明確化され、職員にそのミッションが伝達されたことで、中期目標を有効かつ効率的に果たす当法人の内部統制上、ポジティブな影響を与え、計画達成のためのプロセスが理解しやすくなったものと思料します。

公的機関として、テレワークの費用対効果を常に意識し対外的にも説明できる業務運営を行うこと及びテレワークが長期化している状況に鑑み、労働者の権利保護等の観点から規定化を行うことが必要と思料します。現在は使用者から見れば安全配慮義務の履行、労働者から見れば健康保持の権利を担保してもらっているという側面があり就業規則にはない労働形態を認めているという特殊状況にありますが、緊急対応としての正当化の要素がなくなればそれなりの対応が必要であり、テレワークの条件などを就業規則等で明確に規定化するとともに、テレワークによる業務の効率性への影響評価なども検討するべきと思料します。

2 内部統制システムは、適切に機能したものと認めます。

なお、補足事項は次のとおりです。

2021年3月1日、法務体制・機能の拡充・強化を進めるという第4期中期計画の趣旨に基づき、新たに理事長直轄の法務室が設立され、人的にも充実強化されました。外部の法律事務所の活用を含め、総合的に当法人の法務体制・機能の拡充・強化が図られているものと評価します。

中期的な課題として、引き続き、業務執行の実情を踏まえつつ、内部統制の基本方針、組織規程、内部通報及び外部通報に関する規程等のあり方について検討を加えていくことが重要と思料します。

3 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実については認められませんでした。

4 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認めます。

5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。

6 独立行政法人に求められた事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しについて法人の講ずべき措置は、着実に推進されていると認めます。

以上